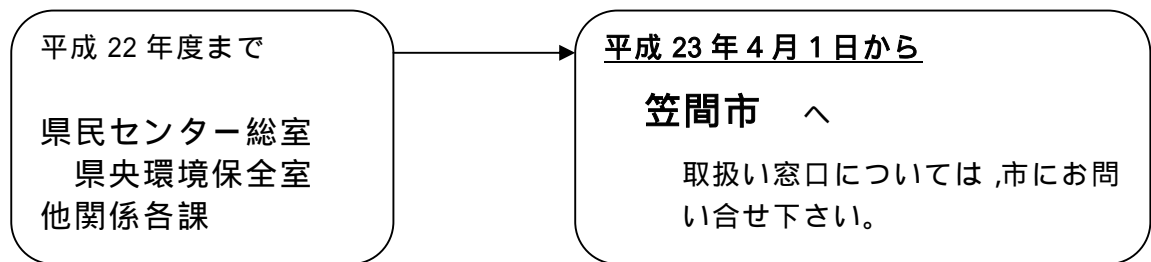


市町村への権限移譲により，環境関連法令の  
事務手続きの取扱い窓口が，一部変更になります。

「笠間市」の事業者の皆様へ

平成 23 年 4 月 1 日から，県から市町村への権限移譲により，環境関連法令に基づく一部の届出等の取扱い窓口が，県から笠間市へ変更となります。



茨城県生活環境の保全等に関する条例

特定施設の設置の届出の受理等 41 事務

大気汚染防止法

ばい煙発生施設等に係る各種届出等 46 事務

騒音規制法

地域の指定，規制基準の設定等 4 事務

水質汚濁防止法

特定事業場への立入検査等 30 事務

悪臭防止法

地域の指定，規制基準の設定等 5 事務

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

公害防止統括責任者選任等の届出の受理等 4 事務

振動規制法

地域の指定，規制基準の設定等 4 事務

湖沼水質保全特別措置法

特定事業者からの排水に対する改善命令等 14 事務

ダイオキシン類対策特別措置法

特定事業場への立入検査等 28 事務

茨城県霞ヶ浦水質保全条例

特定施設の設置の届出の受理等 20 事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
(P R T R 法)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出等 8 事務

土壌汚染対策法の一部

茨城県立自然公園条例の一部

茨城県自然環境保全条例の一部

詳細は別紙一覧に掲載しておりますので，御確認ください。

笠間市以外の市町村につきましては，従来のとおりです。

別紙一覧

市町村権限委譲事務について(笠間市:平成23年4月1日～)

茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)	平成23年度 から笠間市 が行う事務
(1) 条例第11条第1項の規定によるばい煙特定施設の設置の届出の受理	
(2) 条例第12条第1項の規定による既存施設がばい煙特定施設となったことの届出の受理	
(3) 条例第13条第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(4) 条例第14条の規定による計画変更命令等	
(5) 条例第15条第2項の規定による期間の短縮	
(6) 条例第16条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(7) 条例第17条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(8) 条例第19条第1項の規定による改善命令等	
(9) 条例第20条の規定による改善措置の届出の受理	
(10) 条例第22条第2項の規定による通報の受理	
(11) 条例第22条第3項の規定による措置命令	
(12) 条例第26条第1項の規定による粉じん特定施設の設置の届出の受理	
(13) 条例第27条第1項の規定による既存施設が粉じん特定施設となったことの届出の受理	
(14) 条例第28条第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(15) 条例第29条の規定による計画変更命令等	
(16) 条例第30条第2項の規定による期間の短縮	
(17) 条例第32条第1項の規定による改善勧告	
(18) 条例第32条第2項の規定による改善命令等	
(19) 条例第32条第3項の規定による基準適合命令等	
(20) 条例第33条の規定による改善等の措置の届出の受理	
(21) 条例第34条において準用する条例第16条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(22) 条例第34条において準用する条例第17条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(23) 条例第34条の2の規定による調査結果の記録の写しの受理	
(24) 条例第37条第1項の規定による排水特定施設の設置の届出の受理	
(25) 条例第38条第1項の規定による既存施設が排水特定施設となったことの届出の受理	

(26) 条例第39条第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(27) 条例第40条の規定による計画変更命令等	
(28) 条例第41条第2項の規定による期間の短縮	
(29) 条例第44条第1項の規定による改善命令等	
(30) 条例第45条の規定による改善措置の届出の受理	
(31) 条例第46条第1項の規定による測定の結果の受理	
(32) 条例第47条第1項の規定による事故の状況等の届出の受理	
(33) 条例第47条第2項の規定による措置命令	
(34) 条例第48条の規定による周知及び措置命令	
(35) 条例第49条において準用する条例第16条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(36) 条例第49条において準用する条例第17条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(37) 条例第51条第1項の規定による基準適合命令等	全市町村
(38) 条例第52条の規定による措置の届出の受理	全市町村
(39) 条例第54条第1項の規定による指導及び助言	
(40) 条例第54条第2項の規定による勧告	
(41) 条例第54条第3項の規定による公表	
(42) 条例第62条の規定による測定結果等の報告の受理	-
(43) 条例第65条の規定による指導及び助言	-
(44) 条例第78条第1項の規定による騒音特定施設等の設置の届出の受理	全市町村
(45) 条例第79条第1項の規定による既存施設が騒音特定施設等となったことの届出の受理	全市町村
(46) 条例第80条第1項の規定による騒音特定施設等の数等の変更の届出の受理	全市町村
(47) 条例第81条の規定による計画変更勧告	全市町村
(48) 条例第82条第1項の規定による改善勧告	全市町村
(49) 条例第82条第2項の規定による改善命令	全市町村
(50) 条例第83条の規定による改善措置の届出の受理	全市町村
(51) 条例第85条において準用する条例第16条の規定による氏名の変更等の届出の受理	全市町村
(52) 条例第85条において準用する条例第17条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	全市町村
(53) 条例第89条第1項の規定による特定建設作業の実施の届出の受理	全市町村
(54) 条例第89条第2項の規定による特定建設作業の実施の届出の受理	全市町村

(55) 条例第90条第1項の規定による改善勧告	全市町村
(56) 条例第90条第2項の規定による改善命令	全市町村
(57) 条例第91条の規定による改善措置の届出の受理	全市町村
(58) 条例第96条第1項の規定による悪臭特定施設(家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場,乾燥施設及び発酵施設,豚舎,鶏舎並びに鶏ふん乾燥機に係るものに限る。(59)から(65)までにおいて同じ。)の設置の届出の受理	全市町村
(59) 条例第97条第1項の規定による既存施設が悪臭特定施設となったことの届出の受理	全市町村
(60) 条例第98条第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	全市町村
(61) 条例第99条の規定による計画変更勧告	全市町村
(62) 条例第100条第1項の規定による基準適合命令等	全市町村
(63) 条例第101条の規定による措置の届出の受理	全市町村
(64) 条例第102条において準用する条例第16条の規定による氏名の変更等の届出の受理	全市町村
(65) 条例第102条において準用する条例第17条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	全市町村
(66) 条例第111条第1項の規定による中止勧告等	全市町村
(67) 条例第111条第2項の規定による中止命令等	全市町村
(68) 条例第116条第1項の規定による改善勧告等	全市町村
(69) 条例第116条第2項の規定による改善命令等	全市町村
(70) 条例第117条の規定による改善措置の届出の受理	全市町村
(71) 条例第121条第1項の規定による中止勧告等	全市町村
(72) 条例第121条第2項の規定による中止命令等	全市町村
(73) 条例第122条の規定による措置の届出の受理	全市町村
(74) 条例第123条第1項の規定による報告の徴収並びに立入調査及び立入検査	全市町村
(75) 条例第124条の規定による工業用水道事業者に対する供給停止の要請	
(76) (1)から(75)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	全市町村
<b>5の2 大気汚染防止法</b>	
(1) 法第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理	
(2) 法第7条第1項の規定による既存施設がばい煙発生施設となったことの届出の受理	
(3) 法第8条第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(4) 法第9条の規定による計画変更命令等	
(5) 法第9条の2の規定による措置命令	

(6) 法第10条第2項の規定による期間の短縮	
(7) 法第11条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(8) 法第12条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(9) 法第14条第1項の規定による改善命令等	
(10) 法第14条第3項の規定による措置命令	
(11) 法第15条第1項の規定による燃料使用基準適合勧告	
(12) 法第15条第2項の規定による燃料使用基準適合命令	
(13) 法第15条の2第1項の規定による燃料使用基準適合勧告	
(14) 法第15条の2第2項の規定による燃料使用基準適合命令	
(15) 法第17条第2項の規定による通報の受理	
(16) 法第17条第3項の規定による措置命令	
(17) 法第17条の4第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	
(18) 法第17条の5第1項の規定による既存施設が揮発性有機化合物排出施設となったことの届出の受理	
(19) 法第17条の6第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(20) 法第17条の7の規定による計画変更命令等	
(21) 法第17条の10の規定による改善命令等	
(22) 法第17条の12第1項において準用する法第10条第2項の規定による期間の短縮	
(23) 法第17条の12第2項において準用する法第11条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(24) 法第17条の12第2項において準用する法第12条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(25) 法第18条第1項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	
(26) 法第18条第3項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(27) 法第18条の2第1項の規定による既存施設が一般粉じん発生施設となったことの届出の受理	
(28) 法第18条の4の規定による基準適合命令等	
(29) 法第18条の6第1項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	
(30) 法第18条の6第3項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(31) 法第18条の7第1項の規定による既存施設が特定粉じん発生施設となったことの届出の受理	
(32) 法第18条の8の規定による計画変更命令等	
(33) 法第18条の11の規定による改善命令等	

(34) 法第18条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による期間の短縮	
(35) 法第18条の13第2項において準用する法第11条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(36) 法第18条の13第2項において準用する法第12条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(37) 法第18条の15第1項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	
(38) 法第18条の15第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	
(39) 法第18条の16の規定による計画変更命令	
(40) 法第18条の18の規定による作業基準適合命令等	
(41) 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
(42) 法第27条第3項の規定による通知の受理	
(43) 法第27条第4項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	
(44) 法第27条第5項の規定による通知の受理	
(45) 法第27条第6項の規定による協議	
(46) 法第28条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	
<b>5の3 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</b>	
(1) 法第3条第1項の規定による地域の指定	
(2) 法第3条第3項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示	
(3) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定	
(4) 法第22条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	
<b>5の4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</b>	
(1) 法第5条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理	
(2) 法第5条第2項の規定による有害物質使用特定施設の設置の届出の受理	
(3) 法第6条第1項の規定による既存施設が特定施設となったことの届出の受理	
(4) 法第7条の規定による構造等の変更の届出の受理	
(5) 法第8条の規定による計画変更命令等	
(6) 法第8条の2の規定による措置命令	
(7) 法第9条第2項の規定による期間の短縮	
(8) 法第10条の規定による氏名の変更等の届出の受理	

(9) 法第11条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(10) 法第13条第1項の規定による改善命令等	
(11) 法第13条第3項の規定による措置命令	
(12) 法第13条の2第1項の規定による改善命令等	
(13) 法第13条の3の規定による指導, 助言及び勧告	
(14) 法第14条第3項の規定による汚濁負荷量の測定手法の届出の受理	
(15) 法第14条の2第1項の規定による事故の状況等の届出の受理	
(16) 法第14条の2第2項の規定による事故の状況等の届出の受理	
(17) 法第14条の2第3項の規定による措置命令	
(18) 法第14条の3第1項の規定による措置命令	
(19) 法第14条の3第2項の規定による措置命令	
(20) 法第15条第1項の規定による常時監視(沿岸海域に係るものを除く。(21)において同じ。)	
(21) 法第15条第2項の規定による常時監視の結果の報告	
(22) 法第17条の規定による公表	
(23) 法第18条の規定による周知及び措置命令	
(24) 法第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
(25) 法第22条第2項の規定による報告の徴収	
(26) 法第23条第3項の規定による通知の受理	
(27) 法第23条第4項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	
(28) 法第23条第5項の規定による通知の受理	
(29) 法第23条第6項の規定による協議	
(30) 法第24条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	
(31) 法第24条第3項の規定による意見の申出の受理	
<b>5の5 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち, 次に掲げるもの</b>	
(1) 法第3条の規定による地域の指定	
(2) 法第4条第1項及び第2項の規定による規制基準の設定	
(3) 法第5条第2項の規定による意見の聴取	
(4) 法第6条の規定による公示	
(5) 法第21条第1項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する	

協力の要請	
<b>5の6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</b>	
(1) 法第3条第3項(法第4条第3項, 第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による選任, 死亡及び解任の届出の受理	
(2) 法第6条の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理	
(3) 法第10条の規定による解任命令	
(4) 法第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
<b>5の7 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</b>	
(1) 法第3条第1項の規定による地域の指定	
(2) 法第3条第3項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示	
(3) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定	
(4) 法第20条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	
<b>5の7の2 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</b>	
(1) 法第8条の規定による改善命令等	
(2) 法第10条の規定による改善命令等	
(3) 法第12条第2項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	
(4) 法第12条第3項において準用する水質汚濁防止法第23条第5項の規定による通知の受理	
(5) 法第12条第4項の規定による協議	
(6) 法第15条第1項の規定による指定施設の設置の届出の受理	
(7) 法第15条第2項(法第16条第2項, 第17条第3項及び第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通報の受理	
(8) 法第16条第1項の規定による既存施設が指定施設となったことの届出の受理	
(9) 法第17条第1項及び第2項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(10) 法第18条第2項の規定による地位の承継の届出の受理	
(11) 法第20条第1項の規定による改善勧告	
(12) 法第20条第2項の規定による改善命令	
(13) 法第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
(14) 法第24条の規定による指導, 助言及び勧告	
(15) 法第28条の規定による指導, 助言及び勧告	

**5の8 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの**

(1) 法第12条第1項の規定による特定施設の設置の届出の受理	
(2) 法第13条第1項の規定による既存施設が特定施設となったことの届出の受理	
(3) 法第13条第2項の規定による既存施設が他の種類の特定施設となったことの届出の受理	
(4) 法第14条第1項の規定による構造等の変更の届出の受理	
(5) 法第15条の規定による計画変更命令等	
(6) 法第16条の規定による措置命令	
(7) 法第17条第2項の規定による期間の短縮	
(8) 法第18条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(9) 法第19条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(10) 法第22条第1項の規定による改善命令等	
(11) 法第22条第3項の規定による措置命令	
(12) 法第23条第2項の規定による通報の受理	
(13) 法第23条第3項の規定による措置命令	
(14) 法第23条第4項の規定による報告	
(15) 法第26条第1項の規定による常時監視(大気に係るものを除く。(16)において同じ。)	
(16) 法第26条第2項の規定による常時監視の結果の報告	
(17) 法第27条第1項の規定による調査測定	
(18) 法第27条第2項の規定による調査測定の結果の受理	
(19) 法第27条第3項の規定による公表	
(20) 法第27条第4項の規定による立入調査測定等	
(21) 法第28条第3項の規定による測定の結果の受理	
(22) 法第28条第4項の規定による公表	
(23) 法第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
(24) 法第35条第2項の規定による通知の受理	
(25) 法第35条第3項の規定による行政機関の長に対する措置の要請	
(26) 法第35条第4項の規定による通知の受理	
(27) 法第35条第5項の規定による協議	
(28) 法第36条第2項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	

**5の9 茨城県霞ヶ浦水質保全条例(昭和56年茨城県条例第56号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの**

(1) 条例第11条の2の規定による測定の結果の受理	
(2) 条例第12条の規定による指定施設の設置の届出の受理	
(3) 条例第13条の規定による既存施設が指定施設となったことの届出の受理	
(4) 条例第14条の規定による構造等の変更の届出の受理	
(5) 条例第15条の規定による計画変更命令等	
(6) 条例第16条第2項の規定による期間の短縮	
(7) 条例第17条の規定による氏名の変更等の届出の受理	
(8) 条例第18条第3項の規定による地位の承継の届出の受理	
(9) 条例第20条第1項の規定による改善命令等	
(10) 条例第21条の規定による測定の結果の受理	
(11) 条例第21条の3第1項の規定による指導及び助言	
(12) 条例第21条の3第2項の規定による勧告	
(13) 条例第21条の3第3項の規定による公表	
(14) 条例第21条の8の規定による指導、助言及び勧告	
(15) 条例第21条の9の規定による命令	
(16) 条例第25条の規定による指示	
(17) 条例第26条の規定による禁止命令	
(18) 条例第31条第1項の規定による指導、助言及び勧告	
(19) 条例第31条第2項の規定による公表	
(20) 条例第32条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
(21) (1)から(20)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	

**5の7の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの**

(1) 法第5条第3項の規定による届出の受理及び主務大臣への送付並びに意見の申出	
(2) 法第6条第3項の規定による通知の受理	
(3) 法第7条第2項の規定による通知の受理	
(4) 法第7条第3項の規定による通知の受理	
(5) 法第7条第5項の規定による主務大臣に対する説明の要求	
(6) 法第8条第2項の規定による通知の受理	

(7) 法第8条第4項の規定による通知の受理	
(8) 法第8条第5項の規定による通知事項の集計及び集計結果の公表	
(9) 法第13条の規定による資料の提供の要求及び意見の申出	